

大和市告示第91号

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月27日

大和市長 大木 哲

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第4条中「高齢者」の次に「がかかるものに限る。」を加える。

別表第1急性灰白髄炎（不活化ポリオワクチン）の項中「ワクチン」を削り、同表肺炎球菌感染症（高齢者）の項中「高齢者」の次に「がかかるものに限る。」を加え、同表限度額の欄を次のように改める。

限度額
9,273円
8,602円
9,097円
12,463円
5,379円
5,126円
11,539円
10,142円
10,934円
6,974円
6,974円
9,493円
7,480円
16,918円
費用免除者 8,921円
費用免除者以外の者 5,921円

別表第2中第2号様式の項の次に次のように加える。

第3号様式	予防接種予診票	第6条
-------	---------	-----

別表第2様式番号の欄中「第3号様式」を「第4号様式」に、「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、施行日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。